



薬食発0830第2号
平成25年8月30日

各 地方厚生(支)局長
都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律及び
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」（平成25年法律第17号。以下「改正法」という。別添1）については、平成25年5月17日に公布されたが、本日「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成25年政令第252号。別添2）が公布され、平成25年10月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第98号。別添3）が本日公布され、改正法と同日から施行されるので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係者に対する周知と制度の実施に遺漏のないようお願いする。

記

第1 法律改正の内容

- 1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）関係（改正法第1条関係）

指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、麻薬取締官及び麻薬取締員に、司法警察員としての職務を行わせることとしたこと。

- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）関係（改正法第2条関係）

（1）厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分

及び立入検査等を、麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができるとしたこと。

- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとしたこと。
- (3) (2)による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けたこと。
- (4) 収去の権限の追加に伴い、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときは、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、立入検査等を行わせできることとしたこと。

第2 省令改正の内容

- 1 指定薬物又はその疑いがある物品の収去に関し、収去証の様式を新たに定めるとともに、収去をしようとするときには、その相手方に当該収去証を交付しなければならないこととしたこと。
- 2 麻薬取締官及び麻薬取締員が指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を行う場合に携帯する、身分を示す証明書の様式を新たに定めたこと。
- 3 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第3 施行に伴う留意事項

第2の1による収去証を交付するときは、その控えをとり、これを保管しておくこと。なお、収去証の作成にあたっては、厚葉紙及び薄葉紙の二片制カーボン紙式を用いることが適当であること。

法律

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十七号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十九年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項に「違反する罪(同法第八十三条の九、第八十四条第十九号(第七十六条の七第一項)及び第二十条、第八十五条第七号、第八十六条第一項の規定に係る部分に限る)及び第一十九号並びに第八十七条第九号(第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る)及び第一号並びに第九十条(これらは規定に係る部分に限る)の罪に限る。」を加え、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。(薬事法の一部改正)

第二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の八第一項中「指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、前二条の規定の施行に必要な限度で」を「この章の規定を施行するため必要があると認めるときは「に「これらの物」を「指定薬物若しくはその疑いがある物品」に改め、「者又は」の下に「これらの物を」を加え、「若しくは関係者に質問させること」を「関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させる」に改め、同条第二項中「及び質問」を「質問及び収去」に改め、同条の次に次の二条を加える。(麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)

第七十六条の九 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の七第二項又は前条第一項に規定する当該職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせることができる。第八十三条第一項中「第七十六条の八第一項」の下に「第七十六条の九」を加える。

「第八十七条第九号中「の規定による取去」を「若しくは第七十六条の八第一項の規定による取去」に改める。附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣 田村 繁久

省令

○厚生労働省令第七十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和四十八年政令第百九十五号)第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 田村 繁久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和四十八年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九月十五日」を「十月十五日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第六項及び第十四条の五第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 田村 繁久

薬事法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十五年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項中「一月」を「七十日」に改める。

附則

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則(以下「旧規則」という)第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告(改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」と

いう)第六十三条第三項の規定により行う同条第一項の報告をいう)については、なお従前の例による。

この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品(薬事法

の規定による取去)を「若しくは第七十六条の八第一項の規定による取去」に改める。

○厚生労働省令第二十七号

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 萩原 敏充

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日

厚生労働大臣 萩原 敏充

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

1 熱交換器の下流側の配管(難燃性を有する材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを通してするものに限る)の材料

2 ダイヤフラム、パッキン類及びシール材その他の気密保持部材

附則

この省令は、公布の日から施行する。

省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材」を「次の各号に掲げる材料」に改め、同項に次の各号を加える。

1 熱交換器の下流側の配管(難燃性を有する

材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを

並びに薬事法(昭和三十九年法律第十四号)、第三十九条第一項の規定による規制に基づき、並びに同法の第六条の七項、第七十六条の八項及び第八十一条の二項第一項の規定に基づき、並びに同法を施行するため、薬事法施行規則の一部を改めた法律を次のとおり定める。

官職又は職名
氏名
生年月日

上記の者は、造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第48条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。

交付日 年 月 日
(年月日まで有効)

厚生労働大臣 印

平成廿五年八月三十日

厚生労働大臣 田村 錦久

薬事法施行規則(昭和三十九年法律第一号)の一部を次のように改める。

第二十九条第一項「検査の母體の」を「幽禁品の」に改める。又は「の検査の申請」としては、最終試験の検査の申請と定義する。

上記のとおり改める。

第二十九条第一項「検査十條目」を「検査十條目一項」に改める。

第二十九条第一項「検査十條目」を「検査十條目一項」に改める。

又は「検査取扱い」を「検査取扱いの」に改める。

第二十九条第一項「検査取扱いの」に改める。

(略)

第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によるとする検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査に対し不審弁をせず、若しくは虚偽の弁をしたとき。

- 一 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によるとする検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査に対し不審弁をせず、若しくは虚偽の弁をしたとき。
- 二 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によるとする検査を拒み、妨げ、若しくは同項の規定による検査に対し不審弁をせず、若しくは虚偽の弁をしたとき。
- 三 (略)

(備考) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

第二十九条第一項「第4項まで」を「第5項まで」と改め、回数が次のようになります。

第二十九条第一項「第4項まで」を「第5項まで」と改め、回数が次のようになります。

၁၃၅

漬物法(昭和35年法律第145号) 版權

卷之三

2. 育生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなければ、命令で定めてあると認めた場合は、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要な措置が認められる場合で、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他必要な処分をさせることができる。
3. 当該廃棄が前項の規定による処分をする場合には、第69条第6項の規定を準用する。

(立入検査等)

第68条の8 育生労働大臣又は都道府県知事は、この第6条の規定を施行するため必要があると認めるときは、育生労働省令で定めることのできる限り、指定薬物若しくはその他の物品を製造し、輸入し、販売し、販賣し、若しくは陳列した者又は、必要な報告をさせ、当該職員、関係者に対する検査をさせ、その他必要な措置を立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、開示させ、若しくは指定薬物若しくはその他の物品を、試験のため必要な最小分量に限り、收去させることができる。
2. 前項の規定については、同様第7項の規定を、前項の規定によれる権限についても准用する。

(緊急時ににおける育生労働大臣の事務執行)

第69条 第2項及び第7条各款第4項の規定により都道府県知事の権限に属するものと認めている事務は、場合にあつては、育生労働大臣又は都道府県知事が行つうるものとする。限生労働大臣が認める場合は、育生労働大臣又は、この法律の規定中都道府県知事が行つうものとする。(当該事務は、限生労働大臣に適用する規定として都道府県知事が行つうものとする。)は、厚生労働大臣に譲る。

2～5 当該職員は、前各項の規定による立入検査、廃棄又は収容をする場合には、その専分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第5項までの権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 (廃棄等)

第6条の4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の4の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に對し、廃棄又は収容その他の取扱いを停止するに對する旨の命令を下すことができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わぬ場合においては、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、當該職員が前項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 (立入検査等)

第6条の8 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めたときは、若しくは陳列した者に對して、必要な報告をさせ、又は当該職員、これら者の者の店舗等の場所に立ち入り、帳簿等類その他の物件を検査させ、關係者に廃棄させ、その指定薬物若しくはその他の輸入することができる。

2 前項の規定による立入検査、廃棄及び収容については第69条第6項の規定を、前項の規定による権限については同様第7項の規定を準用する。

第号
業事法第76条の7第2項又は第96条の8第1項に規定する当該職員の職権を行う麻薬取締官(麻薬取締員)身分を証明體

年 月 日生

三

10

厚生労働省（都道府県）

年用日施行

三

様式第五六の次に次の様式を用ひる。
様式第五六の二(第二百四十九条の六関係)

105mm

○国土交通省令第733号
道路運送車両法(昭和三十六年法律第百八十五号)第411条(同法第99条において準用する
場合を除く。)第75条の1第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路
運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する旨を定める。

平成二十五年八月三十日
国土交通大臣 太田 昭彦
(道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する旨)

1 収去者 住所又は営業所所在地

2 収去の相手方の氏名又は法人の名称

3 品名及び数量

4 収去場所

業事法第76条の8第一項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

収去者 楽器監視員(麻薬取締官又は麻薬取締員)職 氏 名

所屬局部課

備考

附註

(施行期日)
1 以上の省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、昭和四十七年第三回及第二回の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 以上の省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ。)は、この省令による改正後の様式によるもののみなす。
3 本省令の施行の際現にある旧様式による用紙についても、次の間、これを取扱つて使用することができる。

第一條 本規則(以下「規則」といふ。)は、昭和四十年運輸省令第411号(昭和四十年五月二十二日付)の一部を次のように改正する。
第一項の第一号の「(一輪自動車、側車付一輪自動車のうち)」を「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)」に改める。
第二項の第一号の「(一輪自動車、側車付一輪自動車及び二輪自動車に備えられたものに限る。)」を「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)」に改める。
第三項の第一号の「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下のもの)」を削り、同条第五項の「(一)」を次のように改める。
第一項の第一号の「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下のものに備えられたものに限る。)」を「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)」に改める。

第二條 本規則(以下「規則」といふ。)は、昭和四十年五月二十二日付の規則(以下「旧規則」といふ。)の一部を次のように改正する。
第一項の第一号の「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)」を「(一輪自動車、側車付一輪自動車、二輪自動車、カタピラ及びモータを有する軽自動車、最高速度十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。)」に改める。